

## 令和7年度 事業計画

令和7年はEXPO2025大阪・関西万博が開催され、日本の経済に大きく影響されることが予想される。また、物価は高騰しているものの、賃金の上昇が続いていることから、個人消費が持ち直すとの見方もあり、海外経済の減速等のリスクもある中で、経済の好循環が持続できるかが焦点となる。

浄化槽関係では、環境省令和7年度浄化槽整備推進関係予算において、前年度と同額の86億円が計上され、「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けて、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた財政支援を強化、また、防災・減災、国土強靱化の観点から、浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備等に対する支援の拡充等が盛り込まれている。

当協会の令和7年度事業は公益目的事業として、法定検査事業においては「第八次法定検査実施5か年計画」の初年度にあたり、検査基数の確保及び検査受検率の向上の強化に取り組むとともに、新たに単独処理浄化槽の検査体制に向けた周知や状況確認等を行う。また、令和7年4月1日から検査手数料を7条は33年振り、11条は24年振りに改正し、安定的な検査体制の整備を行う。

浄化槽の普及啓発事業においては、令和6年度に20市町を直接訪問し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進を主体に要請活動を行ったが、引き続き、あらゆる機会を通じて普及啓発に努める。

地球温暖化防止活動に関する事業においては、地球温暖化防止活動推進センターとして、県が実施する環境政策に協力するとともに、脱炭素化に向けた県民の意識や行動変容を図る。

その他の事業としては、製造販売業者及び清掃業者の協会登録の更新を行い、業界の体制強化を図る。また、隔年開催である管理・清掃部会員と検査員との意見交換会を開催し、現場に即した維持管理技術の向上を図る。

管理部門においては、円滑かつ適切な事業推進を図るため、事務局組織の分掌事務の見直しを行う。労務に関しては、働きやすい職場環境の形成のため、社会保険労務士に随時相談しながら、規程・要領等の一部改正を行う。

以上を重点に次の事業を実施する。

### I 事業

#### 〔公益目的事業〕

##### 1. 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査事業

- (1) 「第八次法定検査実施5か年計画」の初年度にあたり、7条検査1,800基、11条検査71,900基の計73,700基を検査員35名体制で実施する。(詳細は別表1のとおり)

新(2) 11条検査受検率の向上を目的に、単独処理浄化槽の受検推進に向けた検査制度の周知や状況確認を行う。

- (3) 環境省が推奨する一括契約（保守点検＋清掃＋法定検査）の拡大を図るとともに、確実な検査実施に向けた維持管理体制の強化を図る。
- (4) 浄化槽電子台帳の精度向上のため、県及び市町・会員と連携を取り、一層の整備を進める。
- (5) 法定検査の結果から不適正等と判定された浄化槽を対象に、検査対策委員会において改善指導等を行うとともに、県及び各市町と連携し、不適正浄化槽の撲滅に努める。
- (6) 浄化槽法指定検査機関四国地区協議会検査員研修会、九州地区浄化槽検査員研修会及び全国浄化槽技術研究集会に参加し、法定検査の効率的な推進方法の研究及び検査員の資質及び検査技術の研鑽に努める。

## 2. 浄化槽の普及及び浄化槽工事・維持管理の適正化事業

### (1) 浄化槽の普及啓発

- 1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進を主体に、あらゆる機会を通じて要請活動を行う。
- 2) 環境省実施事業「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」を引き続き推進し、浄化槽分野における脱炭素化を図る。
- 3) 各市町及び学校と連携して、次世代を担う子供たち（小・中学生等）を対象に、水の大切さをテーマとした「環境学習」を実施し、広く環境問題に対する関心を培う。
- 4) 行政機関等が主催する浄化槽の普及啓発事業に積極的に参画し、一般住民に対しパンフレット等の配布を行うとともに支部が主催・協賛する普及活動を支援する。

### (2) 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽に対する信頼と安心・安全の確保を目的に、(一社)全国浄化槽団体連合会（全浄連）で実施している「浄化槽機能保証制度事業」（保証期間：10年）を推進する。

令和7年度計画基数 850 基（詳細は別表2のとおり）

### (3) 浄化槽設置届出等の事前指導

- 1) 「愛媛県浄化槽取扱指導要綱」等に基づき、県下9支部において浄化槽設置計画・届出書等の事前指導を行い、適正な施工・維持管理を推進する。

令和7年度計画基数 1,700 基（詳細は別表3のとおり）

- 2) 事前指導時に浄化槽管理者（設置者等）に対し、浄化槽設置届済証、点検記録用ファイル、リーフレットを配布することにより、維持管理の重要性を周知する。

## 3. 地球温暖化防止活動に関する事業

- (1) 地域の住民に対する啓発活動とともに、地域の脱炭素化の中核を担う団体や自治体等との連携構築を図る。
- (2) 県が実施する環境政策（デカボ愛媛プロジェクト、マイ・SDGs実践促進事業）等へ協力し、脱炭素化に向けた県民の意識や行動変容を図る。
- (3) 愛媛県地球温暖化防止活動推進員及び愛媛県学生地球温暖化防止活動推進員の活動を支援する。
- (4) せとうちTシャツアート展や愛媛の3Rフェアなど各種イベントの運営協力・出展等を通じて

資源循環の啓発に努める。

- (5) 中小企業を対象としたセミナー等の開催により、地域の事業者の脱炭素化推進を支援する。
- (6) 地球温暖化防止活動推進事業に関連する会議・環境イベント等に参加し、地球温暖化対策に関する啓発及び情報収集に努めるとともに、温暖化防止に関する各種調査研究に取り組む。

## 〔収益事業〕

### 4. 行政及び浄化槽関連機関からの業務受託事業

自主管理機能の体制整備、適正な施工・維持管理の推進及び法定検査の円滑な実施を図るため、次の事業を受託する。

- (1) 愛媛県及び松山市からの業務受託「浄化槽登録業者指導事業」  
令和7年度は保守点検業者（県）46社、（松山市）18社  
工事業 17社 の業者指導及び更新手続き等を行う。
- (2) 松山市からの業務受託「浄化槽設置整備事業に係る現地確認業務」
  - 1) みなし浄化槽等からの転換の事前状況（ 45 基）
  - 2) 浄化槽の据付工事状況（ 45 基）
  - 3) 設置後の機能等の状況（ 45 基）
- (3) 浄化槽関係機関からの業務受託  
（公財）日本環境整備教育センターからの業務受託  
・全国浄化槽推進市町村協議会登録浄化槽実地調査（ 2 基）

## 〔その他の事業〕

### 5. 浄化槽事業者の把握、指導育成及び関係機関との連携等事業

- (1) 製造販売業者及び清掃業者の協会登録の更新  
愛媛県浄化槽取扱指導要綱に基づき、製造販売業者及び清掃業者の協会登録更新（5年毎）を行い、業者登録標識を発行するとともに業界の体制強化を図る。  
製造販売業者 15社 清掃業者 84社
- (2) 研修会の開催
  - 1) 浄化槽に係る最新情報を会員に提供するため、「浄化槽技術研修会」を開催する。
  - 2) 支部が主催・協賛する地域に密着した研修会に対し協力・支援する。
- (3) 愛媛県浄化槽管理士研修の開催  
愛媛県及び松山市の浄化槽保守点検業者登録条例に基づく、知事及び松山市長が指定する管理士研修を年3回、東予（西条市）・中予（松山市）・南予（大洲市）で開催する。また、受講した浄化槽管理士で当協会の技術者登録を行っている管理士が所属する事業所に助成を行う。
- (4) 管理・清掃部会員と検査員との意見交換会の開催  
現場に即した維持管理技術の向上を図るため、法定検査の結果を基に管理・清掃部会員（現場従事者等）と検査員との意見交換会を各支部単位で開催する。

(5) 関係行政機関及び関係団体との連携

- 1) 毎年開催している「浄化槽業務推進連絡会」（全20市町及び権限移譲されていない市町を管轄の保健所が参加）を開催し、行政との情報・意見交換等を通じて補助浄化槽の適正な施工・維持管理及び円滑な法定検査の推進を図る。
- 2) 全浄連、全浄連四国地区協議会、浄化槽法指定検査機関四国地区協議会等の関係機関との連携調整を図り、浄化槽業界の発展に努める。
- 3) 行政機関等の要請に基づき、支部が主催・協賛する事業の推進に協力する。

(6) 浄化槽に関する情報の収集、提供

- 1) 浄化槽に係る行政や業界の動き、また新しい情報を収集し、組織運営に活用するとともに、機関誌「えひめの浄化そう」（年2回発行）及び「全浄連ニュース」等を会員、行政機関、関係団体へ配布する。
- 2) ホームページを通じて広く県民の皆様に対し、協会の組織・活動状況のPRを行うとともに浄化槽の役割及び構造・機能等への啓発を図る。

(7) 水環境保全に係るボランティア活動

水環境保全に係る地域に密着したボランティア活動等に参加、協力する。

## II 管理部門

(1) 公益法人としての組織運営

- 1) 指揮命令及び業務分掌の明確化を図るため、事務局組織の分掌事務の改正を行い、円滑かつ適切な協会事業推進を図る。
- 2) 今後、非常に高い確率で起こることが予想される南海トラフ巨大地震に備え、県と締結している「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定」の一部改正の検討、また、見直しを検討されている全浄連四国地区協議会の「災害時における相互応援協定書」に対応したBCP計画の見直しを行う。
- 3) 令和8年3月31日で入会・退会規程に基づく「会費保証書」が期限となるため、新たに5年間の更新を行う

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

(2) 労働衛生管理体制の充実

労務に関する各種法律等の改正に伴い、社会保険労務士と随時相談しながら、改正される内容に対応した就業規則や各規程及び要領に一部改正を行い、安心して快適に働くことができる労働条件や職場環境の形成に努める。

また、各種法令等に関する講習会に参加及び開催を行い、各職員のコンプライアンスの徹底を図る。

別表2 支部別保証登録計画基数

支部名	計画基数	[参考] 令和7年度 補助予定基数
四国中央	80	115
新居浜	30	40
西条	120	168
今治	95	133
松山	155	220
大洲喜多	90	130
八幡浜	30	52
西予	35	39
宇和島	215	309
計	850	1,206

別表3 支部別事前指導（設置計画・届出基数）計画基数

支部名	事前指導 計画基数	参 考 （過年度事前指導実績）			
		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
四国中央	110	122	130	129	168
新居浜	125	126	152	149	172
西条	150	147	178	179	168
今治	135	131	137	147	186
松山	745	763	769	930	911
大洲喜多	115	118	118	129	150
八幡浜	30	21	27	30	38
西予	40	35	35	45	37
宇和島	250	263	232	300	324
計	1,700	1,726	1,778	2,038	2,154